足寄町告示第 59 号

足寄町農業振興地域整備計画(令和7年7月29日 告示第47号)を変更したいので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項の規定により準用する第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画(案)及び変更理由書を次のとおり縦覧に供する。

また、当該農業振興地域整備計画(案)に対して、足寄町に住所を有する者は、その縦覧期間中に書面により意見を提出することができる。

なお、当該農業振興地域整備計画(案)のうち、農用地利用計画の変更(案)に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更(案)に対し異議のあるときは、令和7年12月10日(縦覧期間満了の日)の翌日から令和7年12月26日までに足寄町にこれを申し出ることができる。

令和7年11月18日

足寄町長 渡辺 俊一

- 1. 農用地利用計画の変更(案)及び変更理由書の縦覧期間
 - 自 令和7年11月18日
 - 至 令和7年12月10日 (公告年月日の翌日から起算して21日目の日)
- 2. 農用地利用計画の変更(案)及び変更理由書の縦覧場所

足寄町北1条4丁目48番地1 足寄町役場農林課

- 3. 意見書に係る留意事項等
 - ① 提出先 足寄町役場農林課農業振興室
 - ② 提出方法

日本語により書かれた書面に限る。但し、郵便、FAX、メール、持参のどの方法によっても可。個人の場合にあっては、住所、氏名、職業を、法人の場合にあっては法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。

- ③ 提出期限 上記1の縦覧期間内
- ④ その他

意見書については、その内容を公開する場合があるとともに、提出された意見に対し個別に回答は行いません。市町村整備計画の決定公告の際に、意見の要旨及びその処理結果を併せて公告します。

- 4. 異議の申出に係る留意事項等
 - ① 申 出 先 足寄町役場農林課農業振興室
 - ② 申出方法 日本語により書かれた書面に限る。但し、郵便、FAX、メール、持参のどの方 法によっても可。
 - ③ 申出期限 上記1の縦覧期間の翌日から起算して15日以内。